

の判断を示しており、本件判決はそのまま同判決の文言を踏襲したにすぎない。しかし、平成23年判決における「国民の負担」とは、上告人が主張する「裁判員制度は、裁判員となる国民に憲法上の根拠のない負担を課すものである」との抽象的な文言で表現されたものにすぎない。そこでの事件の上告は、実際に具体的な不利益を被った裁判員経験者からではなく、それらの人々に裁かれた刑事被告人の立場からのものだったからだ。

他方、本件では、具体的な証拠方法（ストレス因子）と、それとの因果関係ある裁判員経験者個人の障害という、具体的で明確な事態が問題とされるべきである。したがって、かつて最高裁の示した上記の抽象的な「負担」の文言をそのまま本件に当てはめるのであれば、少なくとも平成23年最高裁判決を受けての各地裁での辞退事由政令6号に関する具体的な情報の提供が、呼出状送付の時点で裁判員候補者に対しなさいていることが必須であろう。しかし、福島地裁郡山支部が、少なくとも本件の夫婦強盗殺人事件の裁判員候補者に対して、判示下線部の「凄惨な内容の証拠資料に触れる可能性を事前に説明した上で辞退事由の説明を行う等の辞退事由の説明手続上の工夫」など、一切行っていないことは明らかである。

同条項を、あらゆる事態を包括する、いわば「一般条項」として機能させることで、今後生じるであろう様々な裁判員経験者の不利益に対する免罪符とすることが予想される。

同条項は、裁判員の辞退事由に対する判断の一切を事件担当裁判長の裁量に丸投げしたにすぎないものである。したがって、程度の差こそあれ、誰もが持つであろう裁判員裁判への「不安」に対して、「裁判員制度の趣旨を損なわない」という原則を守りつつ、個別の裁判官がその適性を含めて正しく査定できるのかについては、甚だ疑問がある。

そこで、Xさんが本件につき「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、過失によつて [十分かつ適切な辞

退事由の説明を怠った] 違法によって他人に損害を加えたとき」（国賠法1条1項）に該当するとして国に対する損害賠償請求を行っていれば、ただ最高裁23条判決の内容を踏襲したにすぎなかった本件判決とは異なる、少なくともXさん個人に生じた損害に対するより具体的な判断が下された可能性は否定できない。また、本件訴訟では憲法論の陰に隠れてしまったが、Xさんが適切なメンタルサポートを受けることができず、そのために被害がより深刻化してしまったという面も見過ごすべきではない。

Xさんは控訴審では「『違憲』にこだわらず、被害を受けた事実を明らかにしたい」との意向の下で仙台高裁に控訴を申し立てており、その判断が注目されるところである。

### 3. 合衆国陪審員裁判における「残酷なビジュアル証拠」

#### (1) 米国の陪審員のストレスに関する実情

合衆国における陪審員裁判は、独立宣言以来のアメリカ市民の「権利」として位置づけられている。同制度は、市民により、市民の制度として為政者の横暴から勝ち取り、発展してきたものである。合衆国で同制度は、植民地時代にイギリスから継承して300年近い歴史を有している。もちろん、陪審員裁判は憲法上の権利として位置づけられており、合衆国憲法第3条、修正第5条、6条は刑事事件における陪審裁判の権利を、修正第7条は民事事件における陪審審理の権利を、それぞれ保障している。

証人に積極的に質問することが許されている日本の裁判員とは異なり、米国の陪審員は、法廷においては弁護人と証人のやりとりを傍聴するだけの受け身的な関与しか許されていない<sup>23)</sup>。したがって一般的には、陪審員席に座る陪審員たちはおおむね無表情で、個性や感情さえみせず過ごしているというイメージが持たれている。しかし実際には米国に

おいても、市民としての義務を遂行した結果として害悪を受けた陪審員たちが、裁判所やメディアからの注目を集めてきている<sup>24)</sup>。

Hafemeisterは、*Juror stress*という論文において、陪審員のストレスは、異常に高レベルの暴力の描写一とりわけ陪審員に写実的な証拠(graphic evidence)を検討することが求められる場合一を伴う裁判において最も頻繁に報告されるとして、いくつかのハイ・プロファイル事件の実例を挙げている。以下でそれぞれみてみよう<sup>25)</sup>。

#### 【Westley Allan Dodd児童殺害事件】

約170人の男児に性的ないたずらをし、うち3人を殺害した28歳の男性Westleyの裁判で、陪審員たちは、3人の少年たちに対する切断や性的虐待、謀殺に関連する写実的で詳細な証拠を検討した。陪審員たちは、訴訟において経験した重篤なストレス関連トラウマによって、評決後に心理学的カウンセリングを求めた。

#### 【Pamela Basu誘拐・殺人事件】

全米にショックを与え、「カージャック」を連邦犯罪にする法制化を迅速に導き、多くの州がカージャッカーに対するより厳格な罰則の法制化を促進させることとなった事件。

17歳のBernard Millerと27歳のRodney Eugene Solomonは、カージャック強盗をするため高級居住地にあるBasu家から出てきたBMWに目をつけた。同車が家から1ブロック先の一時停止の標識で停止した際、犯人は同車を運転していた母親のPameraを殴打し、車から引きずり出した。しかし当時、後部座席には彼女の幼い娘が同乗しており、Pameraは娘を守るために後部座席に手を伸ばしていたため、シートベルトに巻き込まれ、運転席からつるされた状態で2マイル以上引きずられた。犯人たちは道に並走する有刺鉄線に車を突っこんだため、彼女の身体はめちゃくちゃに傷つけられた。犯人たちは車を停車させ、後部座席の娘を放り

出したが、娘は奇跡的に無傷であった。

陪審員たちは、被害者の無残な非業の死に関連するかなりの証拠にさらされた。なかでも最悪の写真は、道路に横たわる被害者の姿であった。死体の残酷さのため、現場対応したおよそ15人の警察官のトラウマに対応するために、即座に警察署が災害を専門とする心理学者を依頼したほどであったという<sup>26)</sup>。

#### 【ケンタッキー州スクールバス横転事故】

1998年の、27人が死亡し、34人の乗客が受傷した最悪のスクールバス事故。小型トラック運転手（36）が泥酔して運転中、自車をスクールバスのフロント部分に衝突させ、バスの燃料タンクに引火、炎上した。トラック運転手は陪審員裁判で、27の「二級故殺」と16の「二級暴行」、27の「理不尽な危険に晒す罪」、1件の「酩酊の影響下で運転する罪」で有罪宣告を受けたものの、わずか16年の収監が言渡されたにすぎなかった。陪審員たちは長期間の裁判の間、事故のビジュアル証拠や、事故の生存者たち、被害者遺族の情緒的証言に晒され続けた。その間、陪審員たちが明らかに震え、情緒的に取り乱していたため頻繁な休廷が必要とされた。

この事件では、陪審員は、バスの構造上の欠陥という被告人にとって不運であった側面と、それに対する結果の重大性、遺族の深い悲しみという両価的な感情に揺さぶられることとなった。

実は、上記のいずれの事件においても、証拠の悲惨さに鑑みて、評議後直ちに、任意参加で、陪審員らに対する心理カウンセリングが実施されている。集団カウンセリングであるが、とりわけストレスフルな裁判においては陪審員相互間で「絆(bonding)」が生まれており、手続に対する不満や疑問など、感情的な問題を自由に持ち出し合い、他の陪審員を気遣い合うことで、トラウマの軽減が図られている。

とりわけ元裁判員同士が「体験を話し合い、苦しさを分かち合う」という場の提供は、裁判員制度においても必須であると思われる。わが国には、裁判員経験者の有志が設立した「裁判員経験者ネットワーク」<sup>27)</sup>があり、経験者交流会を重ねてきているものの、実際の交流会に参加する裁判員は少人数にとどまっており、同じ事件を担当した裁判員とめぐり合える可能性は高いとはいえない。やはり、同じ事件で、同じ辛さを味わった仲間との共感的交流の実現が望まれるところである。

そこで次項では、上掲の「ケンタッキー州スクールバス衝突事故」陪審員に対して量刑宣告直後の裁判所で実施された報告会について紹介することとしたい<sup>28)</sup>。

## (2) 陪審員の審判後「危機報告会」("Crisis Debriefing" of a Jury After a Trial)

同事件の審理において陪審員たちは、長期間、極度のストレスにさらされ、集中的なメディア報道と司法手続きの複雑さにより、そのストレスはさらに増大されていた。事件を担当した判事は、明らかな陪審員たちの心理的動揺を認めたため、裁判終結時に陪審員たちのための危機報告セッションを実施するために、かねて陪審員のストレス対応に関する研究や介入を行っていた心理学者グループに連絡した。グループが用意した判決後の二時間のセッションには、1人の陪審員を除く11人の陪審員と判事、看守、法廷速記者、廷吏が出席した。

コーディネーターはまず、陪審員たちがさらされていたストレス量と、彼らの経験について語り合うことの重要性を強調した上で、ストレスと臨床的兆候への一般的な反応を説明した。次に、不愉快なことを話すことを強制されたと陪審員らが感じないよう注意しながら、各自の抱いた感情や認知を共有する時間を設け、参加者の全員がそれに取り組んだ。

1人の陪審員は司法制度に怒りを表明し、法の硬直性によって陪審員が公平な決定に到達することを不可能にしていると訴え、やがて他の何

人かも、この意見に賛同した。次に判事自身も、自らのフラストレーションと、法の硬直性への怒りを共有した。

また、ある女性陪審員は、被害者たちの死は被告人のみの責任ではないと考えており、スクールバスの安全に関する法規定の不備へのフラストレーションを語った。何人かのメンバーは、裁判は被告人を見せしめにするために用いられたと感じたと表明し、被告人への同情を示した。

議論が進行するにつれて、グループが影響を受けたレベルはかなり増加し、何人かの陪審員は、非常に涙もろくなり、取り乱していた。しかしこの時、グループの何人かのメンバーは、互いにスキンシップをもって安心するよう励ましており、彼らに次第に落ち着きを取り戻させていた。こうした行動を、コーディネーターたちは、グループで自分たちの感情を表現しても安全だと感じ、緊張状態を緩和したものとみている。

廷吏と主任陪審員の両者は、不安を感じている陪審員たちを安心させようとし、判事も、自分も陪審員たちの意見に同感すると述べ、「裁判は答えを導き出すことが想定されているが、この裁判には満足のいく結果はない」と付け加えた。

最終的にコーディネーターは、裁判の最終的なインパクトが認識されるまでにかなりの時間を要するであろうことをグループに理解させ、彼らの決定が州に顕著なインパクトを与え、好ましい変化を引き出すことができるであろうと励ました。

これらのセッションを総括して、研究グループは、「陪審員たちや判事が自分たちの見方や反応を共有するにつれて、彼らは裁判を評価する能力を獲得し、そこでの自分たちの役割を受容し始める。受容に伴い、フラストレーションや罪悪感の感情をさらに減少するようになる。グループは裁判によって問題を抱え続けるものの、彼らは明らかに自分たちの感情に、より安心感を得る。われわれは、この種の報告会は陪審員たちにとって非常に重要であり、同様のタイプの裁判手続きに適用すべきであると確信する」と結んだ。

### (3)陪審員とPTSD

陪審員裁判を終えた元陪審員がPTSD他の疾患を発症することも少なくない。2件の殺人事件、1件の児童虐待事件、1件のわいせつ事件でそれぞれ陪審員に従事した40名を対象にして行われたインタビュー調査<sup>29)</sup>では、40人の陪審員のうち27人が不快な身体的および／または生理学的な症候を有していたことを明らかにした。その内訳は、胃腸障害(10人)、全身性の緊張(4人)、動悸(6人)、頭痛(4人)、性欲減退(4人)、抑うつ(4人)、食欲不振(4人)、脱力(2人)、無感覚、喉のつかえ、胸痛、蕁麻疹、インフルエンザ(各1人)となっている。また、うち7人の陪審員は、PTSDのほか、消化性潰瘍の再活性化、蕁麻疹、恐怖反応、不安状態、アルコール多飲、高血圧発作、視野暗転、性欲減退、悪寒、発熱、抑うつなど、明らかに「疾患」を呈していたという。

なお、米国の陪審員がPTSDになる割合は少ないと報告<sup>30)</sup>もあるが、これは米国では日本と違い、カウンセリングなどのサポートシステムが充実していてすぐにアクセス可能であることや、陪審員は判決が出された後は守秘義務を負わないことから、他人に気持ちを吐き出し、カタルシスを得ることが比較的容易だということが考えられる。

例えば、Casey Anthony裁判の陪審員を務めた女性たちは、裁判中から長期にわたるPTSD症状に苦しめられているが、その経験を受け容れることができている<sup>31)</sup>。同事件は、コネチカット州の2007年7月、高名な内分泌学者William Petit家で起きた。2人組の強盗が押し入り、Williamがひどく殴られ縛り上げられた上で、妻と17歳と11歳の娘2人が肉体的・性的に暴行された。そして一家を人質にされ、脅された妻は、銀行で1万5000ドルを引き出すよう強要された。Williamは逃げ出すことができたものの、犯人たちは母親を絞殺し、さらに娘たちを縛り付けたベッド周辺にガソリンを撒いて火を放ち、母子3人を死亡させた<sup>32)</sup>。

こうした悪夢のような凶悪事件の陪審員を務めたのは、被害者たちと

### 南部 裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察

同じ生活圏の女性たちであった。2ヵ月近い裁判の間、陪審員たちは一種の「家族」を形成していたと報告されている。しかし、犯人に死刑判決が言い渡された後でも、何人かの陪審員はフラッシュバックや侵入思考などの、記憶に結びつくPTSD症状を報告した。そこで彼女たちは、各自がカウンセリングを受けることと並行して、互いが裁判後も友人として交流を続け、心を通わせ合うことで、こうした辛い経験を分かち合っているという。

### (4)私見：わが国の制度を顧みて

憲法18条後段にいう「苦役」とは、単に「苦痛を伴う労役」という意味ではなく、「裁判による処罰の場合を除いては」とあるところから、刑法上の自由刑としての懲役・禁固などと同じ程度の拘束を意味すると解されている。しかし、例えば自衛隊の要員充足のために義務兵役制度に改めるような場合には、「一定の役務の提供を本人の意思に反して義務として強制的に課すこと」であり、「その意に反する苦役」に服されることに他ならない<sup>33)</sup>。したがって、もし、そうした制度を導入するのであれば、自衛隊および兵役義務の根拠規定を憲法上、明文で設ける必要があるとされる。この点、元防衛庁長官・中谷元氏も、インターネットの討論番組で「徴兵は『苦役』にあたるのか」という問い合わせに対し「徴兵や懲役は自由を拘束されて働くという意味。軍隊が苦役かという議論もあるが、自由を拘束されるという意味ではある意味苦役。自衛隊は自分の意思なので苦役ではない」と述べている<sup>34)</sup>。

こうした解釈に基づけば、参加を希望しないまま裁判員となる場合には、まさに「本人の意思に反して自由を拘束され、一定の役務の提供を行う」という意味で「苦役」性を強く帯びてくるであろう。

加えて、トラウマからの解放に大切なのは「経験を言葉にして、語ることができる」ことであり、その段階を経て初めて、トラウマ体験はその人の生活史の一部として組み込まれ、乗り越える（または共存する）

ことが可能となる。この段階を踏まずトラウマ体験を内面化し、抑圧することで、PTSDなどの症状を引き起こすことになるのである。こうした意味で、日本の裁判員が課されている守秘義務は、裁判員の心理的状態を悪化させる作用しか持たないものといえよう。もしこのまま制度上守秘義務を存続させるのであれば、国が、すべての裁判員経験者たちが自由に話し、感情を吐き出すことのできる場を保障することが必須である。こうしたことができないまま、裁判員を強制的にストレスに晒し続けるのであれば、それは間違いなく憲法が禁止する「苦役」に該当するものと言わざるを得まい。

日本の裁判員経験者からも、こうした交流を求める声が出されている。2009年に強制わいせつ致傷事件で裁判員を務めた50代男性は、朝日新聞<sup>35)</sup>の取材に応え、「人の人生を決めるのは大変な経験。家族にも話せないので、精神的におかしくなってしまう」として、守秘義務の部分も含めて、体験を話せる場がほしいと語っている。男性は「今も残る心のもやもやは一緒に評議した人じやないと分からぬ。もう一度会って、今の気持ちをお互いに分かち合いたい」と、当時の裁判員らと連絡先を交換しなかったことを悔やんでいる。

こうした声を受け、法務省検討会は2013年6月22日に裁判員制度の見直し報告書を取りまとめた<sup>36)</sup>。そこで次項では、同検討会の審議の様子と「取りまとめ報告書（案）」の内容につき検討してみたい。

#### 4. 裁判員制度に関する検討会と平成25年見直し案

裁判員法は政府に対し、制度施行から3年経過後に施行状況についての検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることを求めている（裁判員法9条）。そこで法務省は、法曹三者や研究者などの専門家を委員として選出し、それぞれの立場からの意見の他、法律の専門家以外の立場からも意見を聴取しながら検討を行う「裁判員制度に関する検討会」を発足させ、平成21年に第1回会議が開催され、平成22年には第3～4回

会議、平成23年は第5～8回会議、平成24年は第9回～15回会議、平成25年で第16～18回会議と、コンスタントに会合を開催し、平成25年度「見直し案」を提出するに至った<sup>37)</sup>。とりわけ見直し案を策定した第18回会議では、本件Xさんの提訴を受けて、「裁判員の精神的負担に対するケアの在り方」を中心とした議論が行われている。

##### （1）第18回会議の内容

第18回裁判員制度に関する検討会議事録をみると、まず座長に促され、共同通信社論説委員である土屋美明氏が「具体的な改善」策として、①心理専門家を裁判所に配置し、裁判員経験者が休憩中や裁判終了後に相談しやすい体制を取る、②裁判員と直接面接をして治療・助言のできる医務官の配置、③「精神的なダメージを受けやすい」人からの辞退申出への弾力的対応、④公判前における候補者への注意喚起、⑤体の変調に対する裁判官の気配り、⑥「最良の証拠」の吟味、⑦「裁判後のケア」の積極的運用と体勢の充実、⑧裁判員経験者らの組織の設置、など、多岐にわたる提案がなされた。

これに対し、東京地方裁判所刑事部総括判事である合田悦三氏が、すでに東京地裁は（1）御遺体の写真等の証拠採否や取調べの工夫、配慮を行っている、（2）辞退の申し出に対して柔軟な対応に心がけている、（3）選任後の負担に気づいた場合には辞退を促している、（4）24時間365日受付の電話・インターネット無料相談の案内を配布している、無料対面カウンセリングは全国47都道府県の217か所の提携機関で対応可能、（5）裁判員同士の連絡の仲介や任務終了後も相談できる裁判所の連絡先を提供している、などと説明した。また、同氏は裁判員と裁判官の円滑な意思疎通こそが最大のケアであるとの立場を表明し、東京地裁でも1、2例ではあるが、裁判終結後に裁判官も参加する同窓会的な会合を行っていると発言した。

その他の発言として注目されたのは、弁護士・国学院大学法科大学院